

**3. 第2期保健事業実施計画
（データヘルス計画）
中間評価（素案）について**

このページは白紙です

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について

1. 事業概要

平成26年3月31日告示の「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成26年厚生労働省告示第141号）に基づき、被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るにあたり、健康・医療情報（健診結果、レセプト情報等）を活用してPDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、平成27年度から平成29年度までの3カ年を設定し第1期データヘルス計画を策定しました。

また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月4日閣議決定）においては、「データヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取り組みを強化する。」としています。こうした背景を踏まえて、策定した第1期データヘルス計画を見直すとともに、平成30年度から令和5年度までの6カ年を設定し第2期データヘルス計画を策定して、被保険者の健康の保持増進を図ります。

2. 計画期間

平成30年度から令和5年度までの6年間

3. 中間評価について

計画期間の中間年度に目標や事業の評価と見直しを実施して、最終的な事業の計画の目的・目標の達成に向けた体制作りを行うこととなっています。そのため、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価を行いました。

※別冊「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価（素案）」をご覧ください。

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価（素案）については、国民健康保険中央会が作成した国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドラインに基づき、和歌山県および和歌山県国民健康保険団体連合会における国保・後期高齢者ヘルスサポート事業における支援のもと作成し、和歌山県国保連合会保健事業支援・評価委員会の指導・評価を受けています。